

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 27.7.10 第 189 回国会第 31 号

7月10日（金）、第31回の委員会が開かれました。

## 1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化及び証拠開示制度の拡充について）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）SNS株式会社ファウンダー 堀江貴文君

・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

### 若狭 勝君（自民）

- ・堀江参考人が逮捕・勾留された自身の経験について、否認していたにもかかわらず保釈された理由として、公判前整理手続が導入されたことが大きいと認識しているのか、伺いたい。また、公判前整理手続が始まるまで保釈が認められなかった理由には、逃亡のおそれに加えて、証拠隠滅のおそれもあったと認識しているのか、伺いたい。
- ・証拠の一覧表の交付手続が導入されることについて、積極的な評価をすることができるか、伺いたい。

### 國重 徹君（公明）

- ・拘留所における被疑者・被告人の処遇について、どのような点を改善すべきか、伺いたい。
- ・刑務所における受刑者の処遇について、再犯防止のために改善すべき点があれば伺いたい。

### 階 猛君（民主）

- ・新時代の刑事司法制度における改革は期待したほどではなく、えん罪防止という観点からも後退したものと考えられるとの堀江参考人の意見を踏まえ、改めて本法案に対する評価を伺いたい。
- ・証拠収集への協力及び訴追に関する合意制度並びに裁量保釈の判断に当たっての考慮事情に関する改正以外に評価できないと考えている項目について、見解を伺いたい。
- ・証拠収集への協力及び訴追に関する合意制度について、国民に分かりやすい名称をつけるとしたら、どのようなものが考えられるか、見解を伺いたい。また、この制度には、下位者が虚偽の供述をしてしまうことによりえん罪を作り出してしまいう可能性が高くなるという懸念があると考えられるが、見解を伺いたい。

### 井出 庸生君（維新）

- ・保釈が認められにくく、勾留が長期間に及びやすいこととの関係で、堀江参考人の著書には、拘留所での生活の孤独感や辛さについての記述があるが、この場で改めて、勾留され、かつ、接見も禁止される状況の辛さについて、伺いたい。
- ・刑事訴訟における真相究明の重要性は認めるが、今回の刑事司法制度改革に関しては、それよりも、えん罪防止に重きを置いたものであると理解している。本法案全体を見た場合に、検察官の権限は、被疑者に対し配慮されたものになるのか、単により強力なものとなるだけなのか、見解を伺いたい。

### 清水 忠史君（共産）

- ・被疑者等の防御権を強化するなど、検察と被疑者等との力の差を対等とするための方策について、証拠開示の拡充以外に何をやってよいと思うか、見解を伺いたい。
- ・証拠の一覧表の記載に関して、検察の裁量によって例外規定が恣意的に運用される懸念について、見解を伺いたい。
- ・長期拘束による自白の強要のおそれ等がある人質司法の改善のために、権利保釈を拡大する必要性について、見解を伺いたい。

（政府等に対する質疑）

### 若狭 勝君（自民）

- ・再犯防止のために重要な役割を担っている更生保護施設への支援について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・証拠の一覧表の記載事項に供述録取書の内容を含めた場合に想定される検察の負担及び内容についての記述があることにより生ずる支障について、伺いたい。
- ・公判前整理手続の請求権の付与に関して、請求が却下さ

れた場合の不服申立制度を設けなかった理由について、伺いたい。

- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事情のうち、「経済上、社会生活上」の不利益に当たると想定される具体的事例について、伺いたい。

## 階 猛君（民主）

- ・身柄拘束の下で、無関係な他人の事件について取調べや協議を行うことが許されることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・捜査機関が収集した証拠に沿って司法取引による供述がなされることを防ぐために、協議に入る段階で被疑者及び弁護人に証拠を開示することの必要性について、伺いたい
- ・権利保釈の例外事由、特に刑事訴訟法第89条第4号の被告人が罪証を隠滅すると疑うに足る「相当な理由」について、否認や黙秘をしていることを理由として容易に認められているということがあるため、この「相当な理由」に否認や黙秘をしていることが該当しないことを明確にすべきであると考えているが、見解を伺いたい。
- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事情については、確立した解釈を法文化している一方で、証拠の一覧表の記載事項についての例外事由については明確であるとする解釈を法文化しないのは矛盾すると思われるが、見解を伺いたい。

## 柚木道義君（民主）

- ・神戸連続児童殺傷事件少年審判の決定書全文の雑誌への掲載は、少年の保護を第一に考える少年法の趣旨からも、これを提供した元裁判官の裁判官としての職業倫理の点からも問題があると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・真犯人でない者に死刑が執行されるようなことがあれば刑事司法制度自体が信頼を喪失することに鑑みても、再審請求審における証拠開示制度の導入に関し、法務大臣のリーダーシップで検討を進めると明言すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・人質司法の問題には、長期の勾留に頼って取調べを行う捜査機関側に責任があるのは当然だが、保釈の判断について、検察の意見に影響され過ぎる裁判所に最大の問題がある旨の指摘があるところ、その責任を踏まえた本改正案に対する見解を最高裁判所当局に伺いたい。

## 井出庸生君（維新）

- ・本法案を提出することになったきっかけは、村木事件を始めとするえん罪事件であり、その後、刑事司法改革の

動きがあって、本法案の形になったと考えているが、今回の刑事司法改革の目的が何であると考えているのか、最高裁判所当局に伺いたい。

- ・本法案において、公判前整理手続等での証拠開示制度の拡充が行われることとされているが、公判前整理手続以外での証拠開示の在り方について議論をしていく必要性について、見解を伺いたい。
- ・本法案において、証人不出頭及び宣誓拒絶等の罪の法定刑の引上げや、証人の勾引要件の緩和などが規定されているが、各地の裁判所で証人不出頭や宣誓拒絶などにより、実務で支障が出ている例があるのか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・本法案附則第9条の検討条項に関して、取調べの録音・録画制度だけでなく、本法案の各制度についても、時期を決めて見直しの議論をしていく必要があると考えているが、附則第9条の在り方について、法務大臣の見解を伺いたい。

## 清水忠史君（共産）

- ・今回の通信傍受法の改正では重大犯罪であるとして窃盗、強盗、児童ポルノ処罰法も対象にしようとする一方で、これらの犯罪は、重大犯罪を対象とする裁判員裁判や取調べの可視化の対象犯罪には含まれておらず、同じ「重大な犯罪」を対象とするにもかかわらずその対象範囲が異なる理由について、伺いたい。
- ・本法案の目的が、えん罪の防止にあるとすれば、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化が現行の確立した実務を明確化するだけのものであれば何も前進しないため、保釈要件の緩和こそ行われるべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・現行の証拠開示制度の導入以前に確定した事件については、再審請求審における証拠開示を制度化すべきであり、そのように修正するため本委員会において慎重な検討を加えたいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

## 上西小百合君（無）

- ・改正後の刑事訴訟法第90条の裁量保釈の判断の考慮事情のうち、「社会生活上」の不利益に当たる想定事例として、国民の実生活上分かりやすい例を、伺いたい。
- ・検察官の持っている全ての証拠を開示するような仕組みにしない理由について、法務大臣に伺いたい。また、証拠開示制度の拡充を図ることが、村木事件における大阪地方検察庁特別捜査部の証拠改ざんのようなことを防止することにつながるのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・証拠の一覧表への不記載の事由について、法案に具体的な例示を書き込むべきではないかとの考え方について、法務大臣の見解を伺いたい。